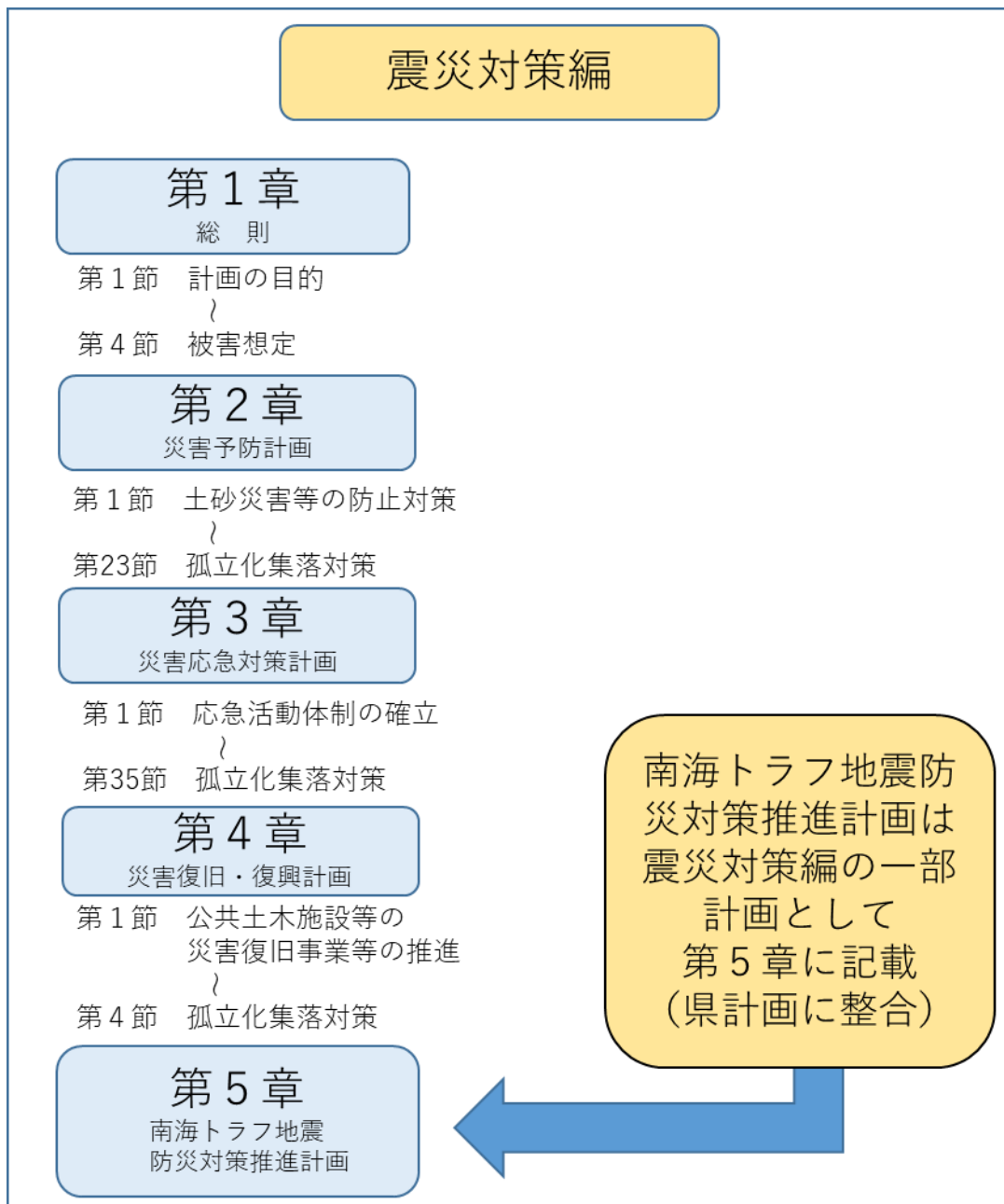


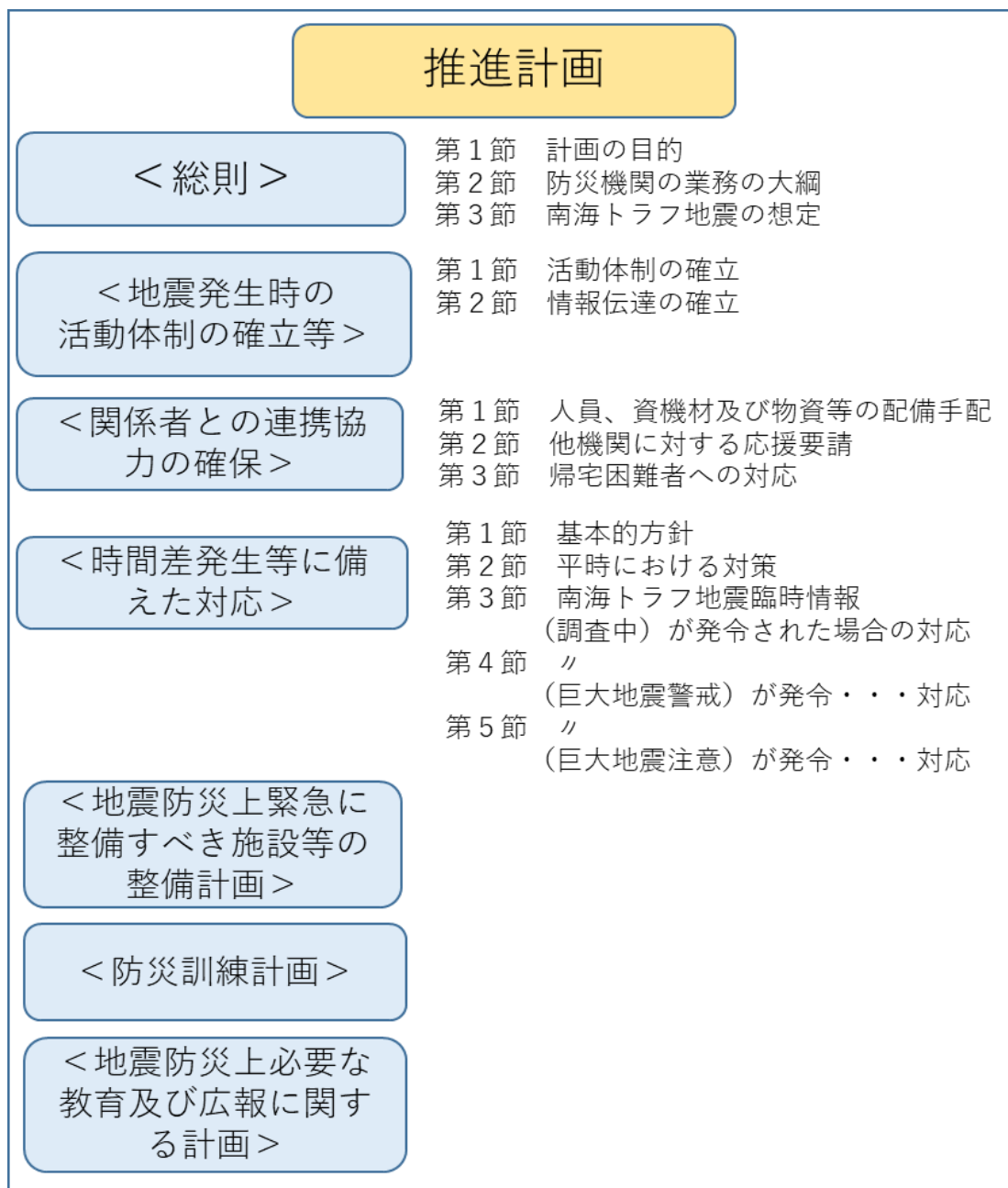
さつま町南海トラフ地震防災対策推進計画 概要版

1. 南海トラフ地震防災対策推進計画について

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）とは
国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日）に、さつま町が対策推進地域（震度6弱以上の地域）に指定されており、南海トラフ地震に対し、防災対策を的確に推進することを目的に、県の南海トラフ地震防災対策推進計画に整合させ策定した。
- (2) 推進計画と従来の震災対策編との関係性



2. 推進計画の構成



3. 推進計画の概要

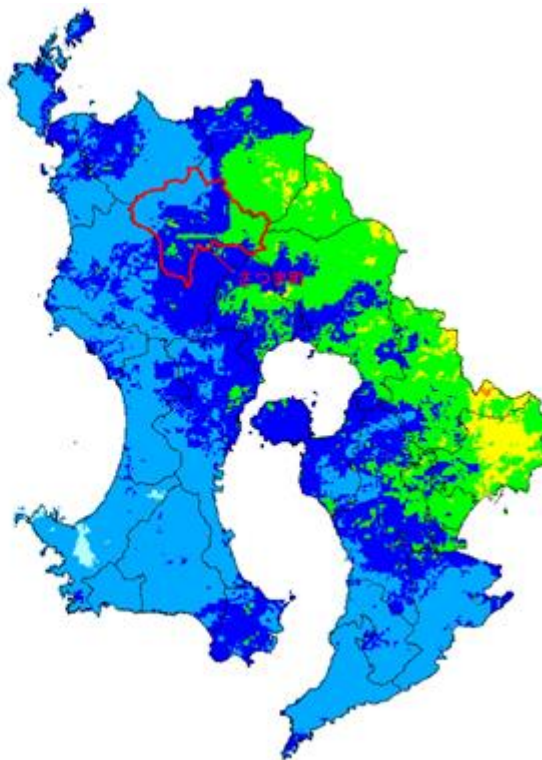
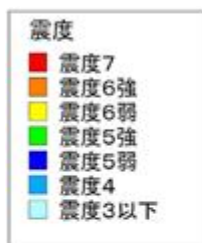
(1) 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 南海トラフ地震の想定

県が平成24年から25年度にかけて実施した地震災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本町に最も影響を与えるケースでは、町内で最大震度6弱の揺れを想定している。本町に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布図は次のとおりである。

◆ 最大震度：震度6弱



■被害想定【鹿児島県地震等予測調査結果（H24～H25）】

項 目		現況、被害想定結果		本町の被害概況
人口	冬深夜	24,123人		・多くが自宅で就寝中に被災。
	夏12時	25,435人		・自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。
	冬18時	24,824人		・交通被害による人的被害が多い。
建物被害	建物棟数	23,720棟		・建物被害は「液状化」、「揺れ」、「斜面崩壊」、「火災」による被害を想定。
	全壊	90棟		・町内の建物のうち、約360棟が全半壊する。 ほとんどが「液状化」によるもの。
	半壊	270棟		
火災	—			
人的被害	死者	僅か		・人的被害は「建物倒壊」、「斜面崩壊」、「火災」、「ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物」、「屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物」による被害を想定。 ・夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。
	負傷者	僅か		
	重傷者	僅か		
	避難者数	130人		・避難者は、冬18時を想定。
ライフライン被害	上水道	機能支障率	6%	・各地で断水。（被災直後の断水が最も多く断水人口は1,400人。）
	電力		僅か	・火災被害、地震被害で停電が発生。
	固定電話		僅か	・火災被害、地震被害で不通回線が発生。
道路被害		10件		・揺れによる道路施設被害件数。

(3) 地震発生時の活動体制の確立等

活動体制及び情報伝達体制の確立、災害応急対策を実施

① 体制確立（震災対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」）による。	
災害対策本部設置	本部長（町長）
	関係者の動員、関係機関・住民への通知 報道機関へ公表
② 情報伝達体制確立（一般災害対策編第3章第2節「情報伝達体制の確立」）	
防災無線・有線・ 非常通信等の活用	被害の情報収集・伝達
	災害応急対策に必要な指揮命令の伝達

(4) 関係者との連携協力の確保

① 人員、資機材等の配備手配	
物資等の調達手配	備蓄物資の確保・必要な物資の供給要請
人員の配置	人員の配備・不足人員の把握・応援要請
資機材・人員配置	災害応急対策及び応急復旧対策のための準備
② 他機関に対する応援要請	
応援要請	応援協定に基づき要請
自衛隊	災害派遣要請
③ 帰宅困難者への対応	
広報等	「むやみに移動を開始しない」基本原則を周知
施設確保対策	一時滞在施設等の確保対策検討を進める。

(5) 時間差発生等に備えた対応（1854年安政地震 M8.6発生、約32h後M8.7発生）

① 基本的方針	
○防災対応の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時期等の確度の高い予測、完全に安全な防災対応は困難 日常生活・企業活動のバランスを考慮、「より安全な防災行動を選択」 平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要 	
○異常現象の発生に応じた情報の発表と対応	
「気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件」	
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において <u>マグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等</u>
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒), (巨大地震注意) の <u>いずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u>

○時間差発生に備えた防災対応の基本的方針

<p>(巨大地震警戒) が対象とする後発地震への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から後発地震に対する警戒措置が指示される。 ・備えの再確認呼びかけ(家具等、避難経路、家族の安否確認手段取決め等) ・情報収集、連絡体制の確認及び施設等点検
<p>(巨大地震注意) が対象となる後発地震への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町はあらかじめ定めた期間、後発地震への注意対応をとる。 (警戒対応期間：1週間、警戒注意期間：1週間) ・備えの再確認呼びかけ(家具等、避難経路、家族の安否確認手段取決め等) ・情報収集、連絡体制の確認及び施設等点検

② 平時における対策

<p>○地震臨時情報の収集・伝達系統</p> <p>気象庁情報の収集、県の気象情報自動伝達・震度ネットワークシステムの活用(震災対策編第3章第7節「地震情報等の収集・伝達」による。)</p>
<p>○地震臨時情報等の周知</p> <p>平時から住民等に対し、地震臨時情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応ができるよう、平時から住民等に防災対応等を周知する。</p>

③ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応

<p>○情報連絡体制の設置(震災対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」)</p> <p>総務課職員による情報連絡体制を設置</p>
<p>○広報</p> <p>防災無線、ホームページ、SNSなど多様な手段により、住民等に内容を周知する。</p>

④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

○災害対策本部の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

○災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

- ・国からの警戒する措置をとるべき旨の指示伝達

県の防災情報ネットワーク、電子メール等の手段で伝達される。

- ・災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

町の災害応急対策の実施状況を本部長へ報告、その情報を県と共有

- ・被害情報等の収集・伝達

先に発生した地震による被害情報等の収集・伝達を県（不能な場合消防庁）へ報告する。（震災対策編第3章第8節「災害情報・被害情報の収集・伝達」による。）

○広報等

- ・臨時情報発表時の広報

町は防災行政無線、ホームページ、SNSなどの手段により、住民等に地震臨時情報内容を周知、冷静な対応と日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかける。

- ・災害応急対策実施状況等の広報

町は同上の手段により、交通、ライフライン、生活関連情報など、関連機関が実施した災害応急対策で住民に密接に関係する事項を周知

- ・町が管理する施設利用等に対する広報

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育・体育施設、病院、学校等の施設管理者等は当該施設の放送設備等により、利用者に地震臨時情報が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認、とるべき行動を伝達する。

○巨大地震警戒対応の期間等

- ・巨大地震警戒対応期間

マグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間

- ・巨大地震警戒対応期間対応後の対応

警戒対応期間後は、さらに1週間、巨大地震注意対応期間をとる。

○避難対策等

- ・避難所の開設時

応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を検討する。

- ・避難所を開設した場合

避難所に必要な情報の提供や設備及び資機材の配備食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

・自主防災組織等は避難指示があったときは、町災害対策本部の指示に従い住民等の避難誘導のための必要な措置をとる。

- ・他人の介護等を要する者に対する留意事項

町は名簿を作成し必要に応じ関係者へ情報提供、地震が発生し、管理する施設に収容する場合必要な救護を実施

- ・外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制
- ・避難所における留意事項

町は避難者に対し収容施設への収容、飲料水、主要食糧及び毛布の供給

○関係機関等のとるべき措置

- ・さつま町消防本部及び消防団は、火災が発生した場合、火災状況に応じた部隊配置等を行い消火活動を実施
- ・さつま警察署と密接な連携のもと迅速かつ的確に人命救助等実施
- ・自主防災組織等は、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施
- ・水道業者は、飲料水の供給継続確保が不可欠であり、必要な体制を確保
- ・電力事業者は、電気供給継続確保が不可欠であり、必要な体制を確保
- ・電気通信事業者は、通信の確保が不可欠であり、必要な体制を確保
- ・放送は、地震臨時情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、実態に即応した体制の整備を図る。
- ・金融機関は、業務の円滑な遂行を図るため要因の配置計画等事前準備措置をとる。
- ・交通対策

町は、住民等に対し、交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

○町自らが管理等を行う施設等に関する対策

- ・不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設等はあらかじめ定めた計画に基づき応急対策実施する。

計画を定めるにあたっての考慮事項（略）

- ・道路、河川

道路管理上の措置、水門等の確認又は閉鎖等に備えた措置をとる。

- ・工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物、工作物及び施設について、当該地域における想定震度を考慮し、工事の中止等の措置をとる。

○滞留旅客等に対する措置

- ・町は滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

町以外の機関で滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに町がじっしする活動との連携等措置をとる。

⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応
○災害警戒本部の設置 後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。
○被害情報等の収集・伝達 （略 警戒対応に同じ。）
○広報等 （略 警戒対応に同じ。）
○巨大地震注意対応の期間等 ・地震が発生したケースの期間 対応期間は1週間 ・ゆっくりすべりが観測されたケース ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度期間とする。

（５）地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町地域強靱化計画及び地震防災緊急事業五箇年計画を基本として、町内全域で重点的・計画的に事業を推進

なお、具体的な事象執行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

○建築物、構造物等の耐震化・不燃化 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施工により、耐震診断・改修の促進に努める。（震災対策編第2章第3節「建築災害の防止対策」による。）
○避難経路の整備 道路は町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会基本であるとともに、地震災害時において人員の避難経路の役割を発揮する。道路管理者は、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進
○土砂災害防止施設 砂防施設・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進
○保安施設（治山施設） 山地災害危険地区について治山対策を実施
○避難誘導及び救助活動のための消防用施設 消防用施設等の整備は、国庫補助金等を活用して、避難誘導及び救助活動の拠点施設整備の促進を図るものとする。
○緊急輸送を確保するために必要な道路（緊急輸送道路）の整備 緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進するものとする。
○通信施設の整備

風水害等災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻湊等が予想される。平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を図る。

（震災対策編第2章第9節「通信・広報体制（機器等）」によるも、一般対策編第2章第10節「通信・広報体制（機器等）」を準用。）

（6）防災訓練計画

○訓練実施

町及び防災関連機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

○訓練頻度

少なくとも、年1回以上実施に努める。

○訓練内容

訓練は南海トラフ地震臨時情報（調査中）・（巨大地震警戒）・（巨大地震注意）等の情報伝達に係る訓練も実施するものとする。

○県総合防災訓練

県は、市町村、防災関係機関及び住民等の参加を得て、総合防災訓練を地域の実情に合わせて、高度かつ実践的に行うものとする。

（7）地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

○町職員に対する教育

- ・南海トラフ地震に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）・（巨大地震警戒）・（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置内容
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）・（巨大地震警戒）・（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）・（巨大地震警戒）・（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

○地域住民に対する教育

地域の実態に応じて地域単位、職場単位、学校単位等で行うものとする
(印刷物、ビデオ、各種集会の実施等)

- ・南海トラフ地震に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）・（巨大地震警戒）・（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置内容
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）・（巨大地震警戒）・（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・避難生活に関する知識
- ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

○相談窓口の設置

町は県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。